○財務省告示第四十号

広 告 た ば を 行 こ事 う 業 際 法 \mathcal{O} 指 針 昭 和 \mathcal{O} 全 五. 部 + 九 を 改 年 法 正 す 律 る 第 六 件 + 平 人 号) 成 +六 第 匹 年三 + 月 条 第二 財 務 省 項 告 \mathcal{O} 規 示 第 定 に 百 九 基 号) づ き、 \mathcal{O} 製 部 造 た を 次 ば \mathcal{O} に ょ う 係 に る

改正する。

令和元年六月十四日

財務大臣 麻生 太郎

対 傍 規 応 線 定 次 す \mathcal{O} を \mathcal{O} る 付 傍 表 線 に t L \mathcal{O} た を ょ り、 を 規 付 掲 定 L げ た 改 以 7 部 正 下 分 前 1 欄 な \mathcal{O} 対 ょ に 1 うに 掲げ ŧ 象 規 \mathcal{O} る規 定 改 は め、 と 定 これ **\ \mathcal{O} 改 う。 傍 を 正 削 前 線 り、 を付し 欄 は、 及 び 改 た部 正 改 改 後 正 正 欄 前 後 分をこれ 欄 欄 に 掲 に に げ 掲 対 に 応 る げ 順次 対 る L 7 象 対 規 象 掲 対 定 げ 応 規 す で 定 る 改 Ź で そ 改 正 改 \mathcal{O} 前 正 標 正 後 欄 記 後 欄 に 欄 部 に 分 12 に 二 れ 掲 に げ n る 対 に 重

応する

Ł

0)

を掲げ

7

7

な

7

ŧ

 \mathcal{O}

は、

_

れ

を加え

る。

① たばこ広告の中には、以下のイからニに掲げる文言を、明瞭三三 喫煙と健康との関係に関する適切な情報提供の指針[50・60 略]	は ま ロ 成 た グ	たばこの販売場所、喫煙所又は成人のみが利用する場所にお車両等を含む。)に掲出され又は表示されるたばこ広告(3) はり札、看板及び建物その他の工作物等(電車及び自動車のり、[略]	成人のみを	一全体的指針 一全体的指針	改正後
たばこ広告の中には、以下の①から⑤に掲げるたばこの消費と三 喫煙と健康との関係に関する適切な情報提供の指針[⑤・⑥ 同上]	て行うととも	たばこの販売場所及び喫煙所において行う場合を除き、公共車両等を含む。)に掲出され又は表示されるたばこ広告② はり札、看板及び建物その他の工作物等(電車及び自動車の2) [同上]	成テ同体人レ上等	れる可能性が高まることに留意すること。 関しても、本指針の趣旨を踏まえて配慮すること。また、情報関しても、本指針の趣旨を踏まえて配慮すること。また、情報にはこ広告以外の喫煙を促進させるような販売促進活動等に[印上] 「同上]	改正前

削 | 削 削 | 削 削 係に関 1 ことが困 く小さい広告その他のイから二に掲げる文言の全に、読みやすいよう表示するものとする。ただし げ 3 る る る文 る 告を除く。 界十項の規定によりU「規則」という。) III たば 規則第三十六条の二の 別 ために 表 l こ事 第 難な広告については、 7 注意を促す文言を示すことができる 表示する文言 業 0 法 上 施 欄に る方法等 6り財務大臣が定める紙巻) 別表第四に掲げる文言紀行規則(昭和六十年大蔵 掲げる 規 定 区 ょ 当該 一分に応 に ŋ より た 広 消 じ ば 告 この 費者に 0) 同 巻等 周 表 巻等たばこに係る広言(規則第三十六条蔵省令第五号。以下 消 囲 0 費と し、 下 誤 質と健康との関にイからニに掲生部を表示するし、面積が著し · 欄 に 解を生じさせ 五 号。 掲 だげる文 いては、この限りでない。の①から⑤に掲げる文言の全部を表示することが困難な広告にう表示するものとする。ただし、面積が著しく小さい広告そのに、上、「『作り引して注意を促す文言を、明瞭に、読みやすい (4)(5)(2)(1)「しここ・弧…………」の人の迷惑にならないように注意しましょう。の人の迷惑にならないように注意します。喫煙年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙・1だにこの煙は、あなたの周りの人、特に図った。 梗塞・脳な 別表第三に掲げる文言 ŋ けません。」 をより強めます。 示される文言 [新設] ラます。 たばこ事業法施行規則第三十 新 新 以下に掲げる文言 が生じます。 「人により程度は異なりますが、 設 妊娠中の喫煙 卒中の危険性や肺気腫を悪化させる危は、あなたにとって肺がんの原因の一 は、 周 煙 りのない 0 うち 則第三十 胎 健康に 児 0) 0 <u>ー</u>つ 発 育障)勧められても決して吸っ.対する悪影響やたばこへ 六条第二項 六条の二 ニコチンに 害 P 第 早 0) 産 煙 項 規 乳 0) つとな 険性 より \mathcal{O} 幼 原 \mathcal{O} 定 児、 規 際 に 因 を高 喫 に 定 ょ 0 は子供 ŋ, 煙 に ŋ 0) つ て 供 め ょ 同 لح ŋ 0) 周 は依 ま心 規 な

表

則

依

ŋ お い存

す

つ他よ

			四	
係る広告 げる文言の一、規則別表第二の加熱式たば加熱式たばこに 規則別表第一の加熱式たばこの項下欄に掲	概巻たばこ、葉 規則別表第一の紙巻たばこ、葉巻たばこ、	別表第一(第三号⑴イ関係)	四 [略]	規則第三十六条の三の規定により消費者に誤解を生じさせ 別表第五に掲げる文言の一及び規則別表第六に掲げる文言」と 別表第五に掲げる文言の一及び規則の関連により同法第二条第三号に規定する場合は、①イに規定する文言を表示しようとする場合は、①イに規定する文言を表示しようとする場合は、①イに規定する文言を表示しようとする場合は、①イに規定する文言を表示しようとする場合は、①イに規定する文言を表示しようとする場合は、②イプたばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこに係る広告に限る一項の規定により同法第二条第三号に規定する場合は、①イに規定する文言を表示することができる。 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第三十八条第一項の規定における①及び②の規定の適用については、①口なされる場合における①及び②の規定の適用については、①口なされる場合における①及び②の規定の適用については、②クロの規定により消費者に誤解を生じさせり表第五に掲げる文言の一及び規則別表第六に掲げる文言」と 規則第三十六条の三の規定により消費者に誤解を生じさせ 規則第三十六条の三の規定により消費者に誤解を生じさせ 規則第三十六条の三の規定により消費者に誤解を生じさせ はいために表示する文字の表示する。
		新設」	四[同上]	「新 新 「 新 設 新 設 新 設 新

		別		1	
係る広告	広告 がたばこに係る がたばこに係る がればこに係る	表第二(第三号	る広告	る広告	
健康への悪影響が否定できません。」物質が含まれるなど、あなたや周りの人の物質が含まれるなど、あなたや周りの人の「20歳未満の者の喫煙は禁じられています	高めます。」 。たばこの煙は、あなたや周りの人が肺がったばこの煙は、あなたや周りの人が肺が「20歳未満の者の喫煙は禁じられています	(2) 関係)	文言文言のである文言のではこのでは、規則別表第一のかぎたばこの項下欄に掲げる対言及び規則別表第三のかる文言の一、規則別表第二のかぎたばこの規則別表第一のかぎたばこの項下欄に掲げ	文言文言の一、規則別表第二のかみたばこの項下欄に掲げる文言及び規則別表第三のかる文言の一、規則別表第二のかみたばこの規則別表第一のかみたばこの項下欄に掲げ	掲げる文言 、刻みたばこ及び加熱式たばこの項下欄にの紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばここの項下欄に掲げる文言及び規則別表第三

[新設]

附則

日

か

5

適

用

する。

- 1 進 法 ک \mathcal{O} \mathcal{O} 告 部 示 を改 は、 正 公 布 す る \mathcal{O} 日 法 か 律 ら適 平 成三十年 用する。 法 ただし、 律第七 こ の + 八 告示 号) 附 による改 則 第一 条第三 正 後 \mathcal{O} 一号に 第三 号 撂 0 げ る 規 定 規 定 は、 \mathcal{O} 施 健 康 行 増 \mathcal{O}
- 2 例 るこの告示による改 に 前 よることができる。 項 た だ L 書 <u>つ</u> 規定にか 正後の 第三号の かわらず、 適用については、 製造たばこに係る広告 令 和二年六月三十日までの (次項に掲げるものを除り 間 は、 な お 従 に 関 前 す \mathcal{O}
- 3 製造 令 たば 和二年六 こに 八月三十 · 係 る広告 日 までに に関するこの 発 売さ 告示 れ る による改正 新 聞 紙 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 後 雑 \mathcal{O} 誌 第三 そ \mathcal{O} 号の 他 \mathcal{O} 適 刊 用 行 に 物 に 0 7 掲 出され て は、 な 又 お は 従 表 前 示 さ \mathcal{O} 例 れ に る

よることができる。